

《職場集会資料》

5年連続の賃上げに向けて！

2018 県労連賃金確定闘争

2018年県人事委員会が勧告 5年連続のプラス勧告！

月例給＋690円・ボーナス＋0.05月

本年の勧告のポイント

人事院の勧告を受けて県人事委員会は、10月17日、本年の給与等に関する報告・勧告を神奈川県知事及び県議会議長に対して行いました。

勧告の概要は以下の通りです。

1 本年の給与改定

- ・月例給、公民給与の較差は697円（0.17%）

較差を解消するため、**給料表と地域手当を引上げ（690円）**

- ・**期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引上げ**

（年間支給月数 4.40月→4.45月 引上げ分は勤勉手当に配分）

※2018年4月1日に遡及して実施

2 給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合

- ・**2019年4月1日から地域手当を12%に引上げ（現在11.9%）**

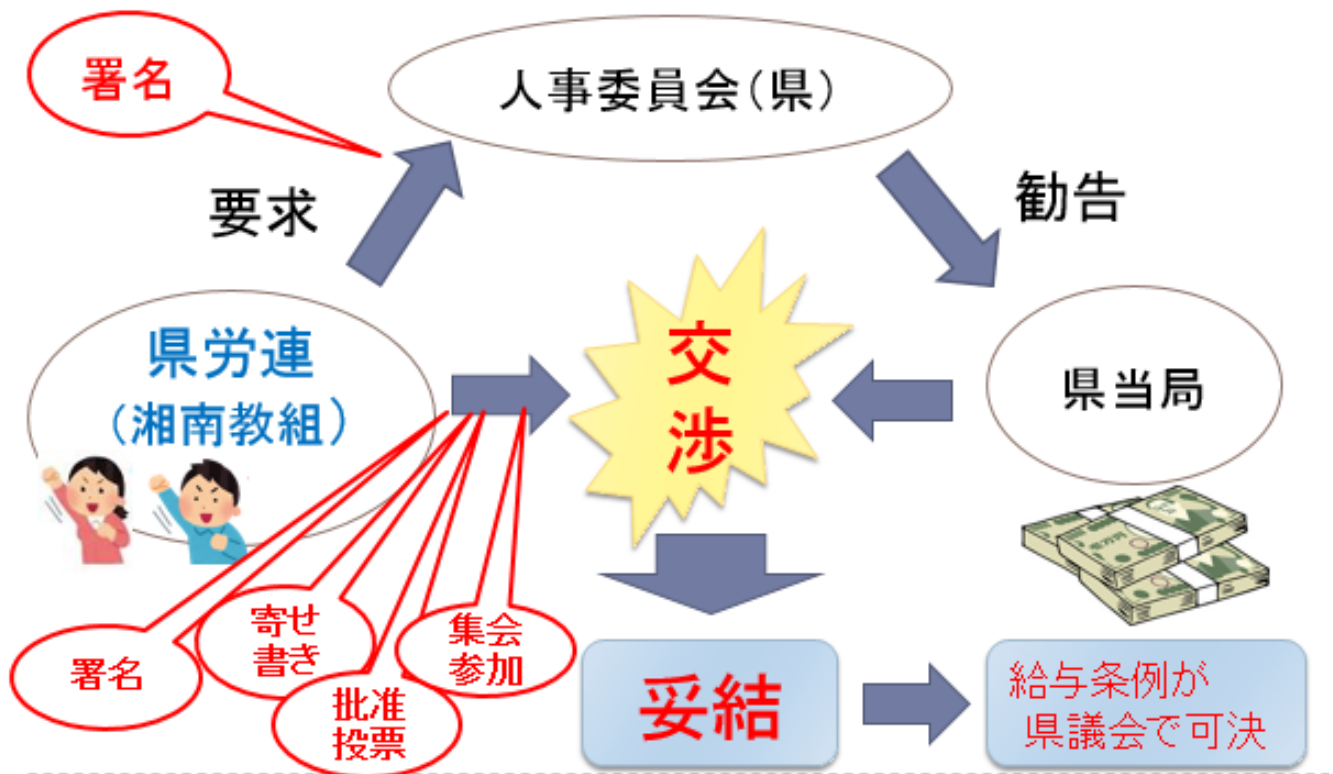
団結して、
勝ち取ろう！

統一職場集会を開催し、今後のとりくみ（3点セット等）について確認してください。

勧告の完全実施とさらなる改善を実現させるために、各分会が団結し、とりくみをすすめます！！

※裏面に、「賃金の決まり方」「再任用教職員の賃金について」を載せています。

わたしたちの賃金はどうやって決まるの？



再任用教職員の賃金について、妥結！

県労連は、昨年度の確定交渉で引き続きの課題となっていた再任用者の給与水準の見直しについて、交渉をすすめてきました。10月15日、幹事団交渉において、以下の内容で再任用教職員について妥結しました。今後、学校行政職（事務職）の格付けについては、任命権者である県教委とより一層、交渉と話し合いを深めていくこととなります。

- 平成31年4月1日以降、フルタイム再任用職員に適用する給料表上の標準的な級の格付けについては、行政職給料表（1）4級に相当する職とする。なお、行政職給料表（1）3級に相当する職以下で退職した者をフルタイム職で再任用する場合には、退職時の職務の級に格付けるものとする。
- 現に行政職給料表（1）5級に相当する職で再任用されている者については、平成31年4月1日以降、本人の希望を尊重し、所属の状況を踏まえた上で、5級に相当する職への配置に努めるものとする。
- 教育職給料表2級のフルタイム再任用職員の給料月額を3,200円上げることとし、平成31年4月1日に適用する措置を講ずる。
- 再任用短時間勤務職員の職務のあり方について、今後、予定される定年引上げに伴う定年前の再任用短時間勤務制の検討に合わせて、できるだけ早期に話し合っていくものとする。
- 平成31年度から、再任用職員について、定年前と同様に指定年齢健康診断の対象とするよう努めるものとする。

湘南教組は、県労連に結集し県当局に対して意見反映を行ってきました。教育職については、3,200円引上げになったことは一定の評価ができる反面、学校行政職（事務職）については、引き続き交渉と話し合いを深めていくこととなりますが、現段階では5級から4級格付けと厳しい結果となりました。

湘南教組は、今後も県労連に結集し、賃金・労働条件の維持・改善をめざしてとりくんでいきます。